

平成27年9月第5回室戸市議会定例会会議録（第3号）

1. 日 時 平成27年9月15日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 濱 口 太 作
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 久 保 八太雄		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	日 垣 龍 二
事務局次長兼班長	寺 岡 安 弘
議 事 班 主 任	武 井 美 冬
議 事 班 主 事	池 田 諭 史

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	小 松 幹 侍	副 市 長	久 保 信 介
総 務 課 長	山 本 康 二	企画財政課長	川 上 建 司
滞納整理課長	西 村 城 人	財産管理課長	黒 岩 道 宏
税 務 課 長	上 松 一 喜	市 民 課 長	萩 野 義 興
保健介護課長	武 井 知 香	人権啓発課長	松 本 大 成
農林水産課長併農業委員会事務局長	竹 本 俊 之	建 設 課 長	岡 本 秀 彦
商工観光深層水課長	久保田 浩	ジオパーク推進課長	和 田 庫 治
防災対策課長	上 松 富士樹	会計管理者兼会計課長	長 崎 潤 子
福祉事務所長	中 屋 秀 志	教 育 長	谷 村 幸 利
教育次長兼学校保育課長	久 保 一 彦	生涯学習課長	森 岡 光
水道局長	山 崎 桂	消 防 長	竹 谷 昭 一
監査委員事務局長	山 本 ゆかり		

7. 議事日程

日程第1 議案第1号 平成27年度室戸市一般会計第2回補正予算の専決処分の承認について

日程第2 議案第2号 室戸市個人情報保護条例の一部改正について

日程第3 議案第3号 室戸市防災会議条例の一部改正について

- 日程第4 議案第4号 室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 室戸市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 室戸市立学校設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 平成27年度室戸市一般会計第3回補正予算について
- 日程第9 議案第9号 平成27年度室戸市介護保険事業特別会計第2回補正予算について
- 日程第10 議案第10号 平成27年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計第2回補正予算について
- 日程第11 議案第11号 平成26年度室戸市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第12 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 認定第1号 平成26年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 平成26年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 平成26年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 平成26年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 平成26年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 平成26年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 平成26年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 平成26年度室戸市水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第21まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（久保八太雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。日垣議会事務局長。

○議会事務局長（日垣龍二君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名、遅刻届1名、現在12名の出席でございます。

遅刻議員は堺喜久美議員、10分の遅刻でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） ただいまから大綱質疑を行います。

質疑に際しましては、ページと款、項、目を御指摘の上、質疑をお願いします。

なお、自己の意見の多い質疑や議題外にわたる質疑については、御注意願います。

日程第1、議案第1号平成27年度室戸市一般会計第2回補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第2、議案第2号室戸市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山本総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。林竹松君。

○12番（林 竹松君） 12番。ただいま議題となっております室戸市の個人情報保護条例の一部改正について、若干質疑をいたしたいと思えます。

この7条の2の改正の件であります、特定個人情報保護評価にかかわる第三者点検の方法について、現に設置されている審査会に意見を聞くこととするため、本規定を追加するものであるというふうに説明があるわけですが、この条例そのものは個人のプライバシーを守り、それから保護するというようなことになっておるわけですが、この審査委員会にいろいろ意見を聞く中で、既にその時点でプライバシーなりそういったものが漏れておるということになってくるわけですが、その審査会で保護し、個人のプライバシーが守れるという保障というものがどうなっておるのかということをおひとつ説明を求めたいと思えます。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本康二君） 林議員さんにお答えいたします。

今回の改正の第7条の2についてですけれども、室戸市個人情報保護審査会の意見を聞く内容としたら、特定個人情報保護評価ということで、室戸市が特定個人情報ファイルを持つ前に、その事務の執行等においてどのようなリスクがあるかとか、どのようなプライバシーに影響を与えるかといったような評価をまずします。それについて、その評価の内容についてこの審査会の意見を聞くということですので、その審査会に個人の情報を提供して審査をしていただくというようなシステムにはなっておりません。そういうことから、審査会に個人情報が漏れてしまうといえますか、そういった懸念はございません。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第3、議案第3号室戸市防災会議条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。上松防災対策課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第4、議案第4号室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。上松防災対策課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第5、議案第5号室戸市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。竹本農林水産課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第6、議案第6号室戸市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。萩野市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第7、議案第7号室戸市立学校設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。久保教育次長兼学校保育課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第8、議案第8号平成27年度室戸市一般会計第3回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時9分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康管理のため11時20分まで休憩いたしたいと存じます。

午前11時9分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、執行部からの補足説明を求めます。和田ジオパーク推進課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午後0時0分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

昼食のため1時まで休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第9、議案第9号平成27年度室戸市介護保険事業特別会計第2回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。武井保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時0分 休憩

午後1時3分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第10、議案第10号平成27年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計第2回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。久保田商工観光深層水課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時3分 休憩

午後1時6分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。濱口太作君。

○6番（濱口太作君） 6番濱口。本案について質疑を行います。
58ページについて質疑を行います。

今回の補正で賃金、需用費、工事請負費について371万8,000円の補正が行われておりますが、その財源として全額一般会計からの繰入金で充てられております。26年度の決算を見ますと、26年度1年間での一般会計よりの繰入金は281万1,000円でありましたが、本年度は9月補正時点で1,796万4,000円と26年度の繰入金の6倍というふうになっておりますが、これほど一般会計からの繰入金が増加した理由について説明をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。久保田商工観光深層水課長。

○商工観光深層水課長（久保田浩君） 濱口議員さんにお答えいたします。

平成27年度ですけれども、当初予算の中で一般会計繰入金として上げておりました1,100万円、内訳としては過疎債の償還金が281万円、人件費相当分が625万9,000円、公債費相当分が199万4,000円になっております。6月補正でもう一度繰入金の補正を行ってございまして、その分は修繕費みあい318万円と、9月補正、今回のほうもそうですけれども、修繕費で100万円、人件費で100万円、光熱水費で155万円ということで、指摘どおり1,796万4,000円という形になっております。

一般会計からの繰り入れがふえたという理由といたしましては、まず深層水の給水使用料、これが年々減少しております。今年度、スジアオノリの養殖施設を三島食品が経営することになりまして、若干200万円ぐらいは前年度よりは上がることは上がるんですけれども、深層水の企業さんの使用料が年々減っていることと、あと十数年たちましたので修繕料が毎年上がってくるという形で、どうしても繰り入れをしていただかないと運営ができないような状態になっているところなんです。以上です。

○議長（久保八太雄君） ほかに質疑ございませんか。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山。この補正についてお伺いをいたします。

先ほど課長の中で三島食品の企業給水の料金ですわね、その増加するという話でありましたが、これは収入というのは水産利用として収入しているのか、それとも企業。要は、水産利用は10円なわけですが、企業給水はトン540円か幾らかの金額になると思っております。仮に水産でもらっているとしたら、三島食品が水産料金になる根拠ですわね、それをちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。久保田商工観光深層水課長。

○商工観光深層水課長（久保田浩君） 上山議員さんにお答えいたします。

三島食品につきましては、水産利用でトン10円の料金をいただいております。大体月額50万円ぐらい、使用料収入としては上がっております。

水産利用の根拠ということですが、ただの民間企業でしたら水産利用にはならないと

思います。ただ、三島食品さんは市のスジアオノリの養殖施設の指定管理者でありますので水産利用と、補助上の水産利用としてカウント、判断しています。

○議長（久保八太雄君） 上山精雄君の2回目の質疑を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 先ほどの件で2回目について質疑をいたします。

水産利用ということですが、水産利用というのは恐らく不特定多数の漁業者が利用する部分について水産利用に認定すると思うのですが、三島食品といいますのは企業ですよね、そこが利用するのになぜその水産利用になるのか、再度お伺いをいたします。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。久保田商工観光深層水課長。

○商工観光深層水課長（久保田浩君） 上山議員さんにお答えいたします。

アクアファーム建設当時に水産庁の補助事業で整備されております。水産庁の補助要件の中には、水産業協同組合が使うもの、あるいは市が直接使うものとか、漁業者が使うものというものが水産利用ということで定義づけられていると思います。先ほど言いましたように、スジアオノリの養殖施設があくまでも室戸市の所有でありますので、三島食品さんも企業ではありませんけれども、指定管理者でありますので、市のかわりにやっているということで水産利用としてカウントしております。この件については、県の海洋局とも話をして同意を得ております。

○議長（久保八太雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第11、議案第11号平成26年度室戸市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山崎水道局長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時14分 休憩

午後1時18分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第12、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山本総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時18分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第13、認定第1号平成26年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時21分 休憩

午後1時36分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第14、認定第2号平成26年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。萩野市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午後 1 時36分 休憩

午後 1 時47分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山です。認定第2号についてお伺いをいたします。

まず、この説明資料でお伺いをいたします。

この決算を見ますと、国保会計は八方塞がりということで、何ともならん会計と思いますが、ただ平成30年度に県下統一されるということで、今さらという気もあるのですが、ただそれでも保健事業については市として取り組んでいかなければならないと思います。

それで、今後の対策ということで担当課がまとめてくれてありますが、その内容が非常に他力本願というか、よそ任せの対策が多いということで、特に保健事業、この決算書のページ229と231には特定健診の委託料と脳ドックの委託費が組まれてるわけですが、これぐらいが担当課としてやっていることかなということで、今後につきましては担当課といたしまして、例えば医療分析なんかをその保健介護課または生涯学習課、そういうデータを提供して、市全体で医療費抑制に取り組むような動きができないか。

それともう一点、これは岡山県の総社市というところが取り組んでいる事業なのですが、健康推進奨励金という、これ1万円なのですが、この1万円をもらうには特定健診なり健康診断を受けて1年間病院に行かなければその人に1万円を支給すると、こういうことをやって、特定健診の受診率も上がる、医療費も下がるというようななかなか効果を上げているというようなどうもことらしい。そういうものも取り入れながら、これやっていかない限り、保険給付費は下がらないというふうに思いますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。萩野市民課長。

○市民課長（萩野義興君） 上山議員さんにお答えします。

平成30年度に向けてのところの話から入らせていただきますと、今国保制度改革として国のほうからも公費投入ということで、ことしも1,700億円の国費が投入されて、安定化事業で補助金がある一定ふえることになっておったりとか、予定といたしましては3,000万円前後ぐらいが入ってくる予定でございます。

それから、先ほどおっしゃいました努力制度みたいなところもございまして、平成29年度からかと思いますが、その点につきましても別の1,700億円というのがありまして、例えば特定健診を率を上げていくという分を頑張れば、その分また別の補助金交付金をくれるというようなところがありまして、それも含めまして今、それから国保の保険税の率につきましても、平成30年度に向けて今高知県下での統一に向けて、保険料率、税率をどうするのかというふうな

ところも国保の運営検討協議会というのを立ち上げて、8月から入っておりますので、その中でもまた国保の30年度に向けての姿が見えてくると思います。

それから、1点目の国保の医療費分析のことなんですけれども、もちろん医療費分析につきましても、今ちょうど外部委託といますか、分析の結果がもうそろそろ届くころですので、それを見ながら私どもでも今後どういう対策を練っていくかというようなところは、おっしゃるとおり私どものほうでも展開を進めていかなければいけないというふうに判断しております。

それから、岡山県のほうの健康保険の奨励金1万円ということなんですけど、済みません、私この点については初めてお聞きしたんですけれども、この点も含めまして、保健介護課のほうとも協議したい、それから市長とも協議しまして、ちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保八太雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第15、認定第3号平成26年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。武井保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後1時57分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

健康管理のため2時15分まで休憩いたしたいと存じます。

午後1時58分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第16、認定第4号平成26年度室戸市介護保険事業特別会

計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。武井保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。濱口太作君。

○6番（濱口太作君） 6番濱口。本案に対して質疑を行います。

253ページの不納欠損額と収入未済額について質疑を行います。

不納欠損額が351万1,570円で対前年度比で11%の増加となっております。この351万1,570円は未収金の約35%に当たるわけですが、この不納欠損の主な理由と増加した原因は何なのか、お伺いをいたします。

次に、収入未済額についてですが、収入未済額は1,083万369円となっております、対前年度比で4.9%増加しておりますが、増加の理由と今後の未収金対策についてお伺いをいたします。以上です。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。武井保健介護課長。

○保健介護課長（武井知香君） 濱口議員さんにお答えいたします。

不納欠損につきましてでございます。平成26年度の不納欠損の中で、実人員が99人で351万1,570円となっております。これを理由別で見ますと、低収入者が43人と無年金者が17人となっております。全体の約半数の方が所得が少なく、年金からの特別徴収ができないため未納となり、時効ということになったものでございます。

前年度の平成25年度の不納欠損のほうが実人員が99人で316万4,517円、もう一つ前の平成24年度につきましては実人員が109人で379万6,160円となっておりますので、この3年間で見ますと大体人数が100人前後で、金額が310万円から380万円の間で推移をしているところでございます。介護保険料の時効のほうは、介護保険法により2年と定められておまして、短い期間での滞納整理となるために、どうしても徴収できずに時効となる債権があります。

それと、あと未収金につきましては、先ほども言ったように年金のほうから天引きをいただく特別徴収の徴収率は100%となっております。納付書でお支払いをいただく普通徴収の分が未収金として残っていつてるのが状況でございます。

被保険者の増加に伴いまして調定額も年々増加をしておりますけれども、65歳に到達をされたときには一時期、数カ月間が普通徴収となります。また、特別徴収の方でも所得の構成などにより保険料に変更があった場合は普通徴収に徴収方法が変わってまいります。こういう特別徴収のはざまにある方に支払い漏れが生じる場合がございます。また、そのほかに普通徴収に

なる方は年間の年金額が18万円未満の方や無年金の方と所得の低い方であるということ、そういった理由から普通徴収の徴収率が低下につながっているものと思っております。

今後につきましては、これから数年間は介護保険料の被保険者数自体が増加する見込みでございますので、それによりこういう未収金や不納欠損の額がふえるのではないかとということも想定がされるところでございますけれども、保険料が滞納になった方が介護サービスを受けるときには自己負担が3割に引き上げられたり、一旦費用の全額を支払わなければならないなど、介護サービスが受けづらくなる状況となってしまうので、適切なサービスを受けていただくためにも滞納とならないように、今後とも電話催告であるとか、定期的な訪問徴収を通じて、また滞納整理課とも連携をとりながら未収金対策に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（久保八太雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第17、認定第5号平成26年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。久保田商工観光深層水課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時36分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第18、認定第6号平成26年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。武井保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時38分 休憩

午後2時42分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第19、認定第7号平成26年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。萩野市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時48分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第20、認定第8号平成26年度室戸市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山崎水道局長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後3時1分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。谷口總一郎君。

○7番（谷口總一郎君） 7番谷口。本認定について質疑をさせていただきます。

1点目、決算書の4ページの業務の概況というところ、監査意見書では2ページですが、この業務の概況の表の年度末給水人口の1万3,757人、これは人口実態を示したものでしょうか、それとも市が発表している3月末の年度末の人口数の何%として表記した人数でしょうか、お聞きをいたします。

2点目、決算書のページ4、監査意見書のページ2、同じところですが、有収率、これは74.95%についてですが、監査意見書のページ2の下の棒グラフを見ておわかりのように、20年度の83.46%を天として、毎年徐々に有収率が下がっております。そして、その前はどうかですが、過去に1度だけ平成15年に周辺8市町村の有収率を調査したときの資料を見ますと28.9%でございました。だから、20年か19年ごろまで有収率は向上していたが、そのころを境にまた悪化し続けていることとなります。このままでは、平成30年度には60%台にまで落ち込む危険もはらんでいると感じております。

そこで、1点目お聞きします。この有収率の悪化の原因をお聞きをします。

2点目、これは抜本的な対策を講じる必要があると考えますが、これまでと同じ業務対策を続けていくと、ほかの市町村のように80、90%を超えることはできないと思いますが、この点についてお聞きをいたします。

3点目の監査意見書のページ2の1つ目にお聞きしますが、有収率の状況の下の方に老朽管の布設がえなどという部分があります。本市の老朽化した水道管の更新工事の状況ですが、これは全て終わっているのか、どういう状況にあるのか、お聞きをいたします。

もう一点、水道管の耐震化は全国の自治体に取り組んでおりますが、本市の水道管耐震化はどのくらい進んでいるのでしょうか、耐震化率をお聞きをいたします。

4点目、決算書のページ31とページ34にまたがりますが、監査意見書ではページ21です。上水道事業関係の漏水調査委託料、これについての漏水調査の件数などの状況をお聞きをいたします。

もう一つ、あわせてページ34の簡易水道事業の漏水調査の状況についてもお聞きをします。

5点目、決算書のページ34、事業費、配水及び給水費の中の19委託料、20手数料、22修繕費の漏水関係の合計約622万円について、1つ目が漏水修繕箇所の件数は、この金額に該当する件数は何カ所なんでしょうか、お聞きします。

もう一点、この漏水関係の3件の合計金額は例年に比べて多くなっているのか、少なくなっているのか、過去5年間ぐらいの金額をお聞きをいたします。

以上9点についてお聞きをします。

○議長（久保八太雄君） 意見調整のため10分間休憩いたしたいと存じます。

午後3時7分 休憩

午後3時19分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。山崎水道局長。

○水道局長（山崎 桂君） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

谷口議員さんにお答えいたします。

まず、1点目の給水人口の算出方法ということでございますが、給水人口につきましては、

給水区域の人口をそれぞれ平成27年3月末の住民基本台帳の数字から算出をしております。

次に、2点目ですが、有収率につきまして年々減少しておるといふことで、その理由と今後の対策ということをごさいます。平成26年度の有収率は74.95%でございまして、前年度と比較して2.06ポイント下がっております。議員さん御指摘のとおり、年々下がっている状況であります。有収率が下がっている原因としましては、水道管の老朽による漏水が主な原因であると考えております。本市の水道管の多くは昭和40年から50年代に整備をされておりました、老朽化が進んでおります。漏水への対策としましては、専門業者による漏水調査を行い、漏水箇所を特定した上で水道管の修繕を行っていく必要があると考えております。昨年度は、吉良川、椎名、室津地区の約38キロメートルで漏水調査を行い、修繕の対応をしているところであります。漏水調査につきましては、今後も継続して実施して、有収率の向上に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、管の老朽化の状況でございまして、先ほど申しましたけれども、室戸市の水道管は昭和30年、40年から50年代につくられたものがほとんどでございまして、老朽化がかなり進んでいる状況でございまして、耐震化率でございまして、基幹管路で申し上げさせていただきます。室戸市の20キロメートルあります基幹管路のうち3.5キロメートルが耐震化を終えております。パーセントでいいますと16.95%でございまして。

次に、漏水調査の状況について御説明をさせていただきます。平成26年度に行った漏水調査は3件でございまして、地区は吉良川町全域、それから椎名地区、室津地区でございまして、それによりまして10件の修繕工事を行っております。また、この漏水調査以外に随時漏水を見つけ次第対応してございまして、それによりまして修繕箇所は、上水道で140件、簡易水道で83件、合計223件の修繕を行っております。金額で申し上げますと2,047万5,368円でございまして。

最後になりますけれども、過去5年分の修繕した実績ということでしたけれども、手元に資料が間に合いませんので、昨年度の実績を申し上げたいと思ひます。昨年度におきます水道管の修繕費の実績額が2,115万4,038円でございまして、件数についてはちょっと手元にはございませぬので、後ほど資料としてお渡しをさせていただきたいと思ひます。以上でございまして。

○議長（久保八太雄君） ほかに質疑ございませぬか。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山。認定第8号について質疑をいたします。

決算書の31ページの19節と27節について関連してお聞きをいたします。

水道局は安全で良質な水を供給する義務はあると思ひますが、この19節の委託料と薬品がその部分を担うと思ひますが、19節についてどのような方法で、どのような頻度で、どこにそういう委託をしておるのか。それと、各ポンプ室があると思ひますが、そういうところに何か異物とか毒が入れば当然甚大な被害になるわけですけど、そういう安全管理というのはどういうふうに行われているのかをお聞きをいたします。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。山崎水道局長。

○水道局長（山崎 桂君） 上山議員さんにお答えいたします。

水道の水質検査をどのような業者に委託して、どれぐらいやっておるかということでございます。平成26年度におきましては、水質検査の委託業務といたしまして、高知市の南海化学R&Dというところに委託をして水質検査を行っております。水質検査の内容には、毎日検査、それから毎月検査、それから各項目がございまして、9項目行うもの、それから全ての51項目を行うものなどさまざまな検査内容がございまして、定期的には実施をしております。以上です。

○議長（久保八太雄君） 上山精雄君の2回目の質疑を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） その南海化学というところへ向いて、水道法なり食品衛生法なりの検査をしゅうと思うのですが、そのときに、例えば大腸菌とか水銀とか標準値を超えた場合ですよ、そこからの検査の報告というか検査結果の、そのときに水道局はどういう措置をとるのか。例えば、毒が入っちゃうとかていうたら当然水道をとめるとかなんとかせないかんと思うのですが、その場合そういうマニュアルがあるのか、水道局はどういう措置をとるのかをお聞きいたします。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。山崎水道局長。

○水道局長（山崎 桂君） 上山議員さんの2回目の質問にお答えいたします。

水道にそういう不純なものが含まれているようなケースがあったときには、保健所のほうに連絡をして対応するようにいたします。

○議長（久保八太雄君） 上山精雄君の3回目の質疑を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 3回目。結局検査をしてその物質が基準値を超えちゃう、例えば水銀の値が基準値が1なのを10ぐらいあった、それを飲ませておったら住民は皆死ぬわけですよ、病気になるか死ぬかわからんですけど。それを、そういう報告が来たときに、安易に保健所へ連絡してどうこうするじゃという話には、その給水を受けよう人の生命を守るためにできんがじゃないです、そんな悠長な話しよったら。そのときには、報告を受けたときには直ちにその水道水をとめるとか、その水道局でそういう何かがあった場合にこういうふうにするというような、そういうのはないがですか。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。山崎水道局長。

○水道局長（山崎 桂君） 上山議員さんの3回目の質問に御回答いたします。

たびたびのお時間いただきまして、申しわけございません。

危機管理マニュアル等ということでございますが、平成26年10月に改定をいたしまして、室戸市水道事業危機管理対策マニュアルというのを策定をしております。この危機項目といたしましては、水質汚染、地震、災害、火災、施設事故、犯罪、テロ、渇水などがございます。こういった対策で、それぞれの住民の被害の世帯数などに応じましてレベル1からレベル3、そういったことで対応してまいります。そして、そういった水質汚染などが発見された場合は、

事業者のほうから水道局のほうにまずは連絡が入ることになります。連絡が入りましたら、当然その状況によって直ちに給水を停止するとか、そういった対策をとってまいります。

○議長（久保八太雄君） ほかに質疑ございませんか。亀井賢夫君。

○3番（亀井賢夫君） 3番亀井。本案について質疑をいたします。

27ページの貸借対照表、これの固定資産の建設仮勘定について、確認の意味でお聞きいたしますが、昨年たしか西の川の水源地の金額が約5億円残っていたと思うが、決算では減額されて全く残されておりません。以前たしか説明はされたと思いますが、単純に消すという、このやり方で決算が赤字にもならず、どこにも影響しないということよろしいのでしょうか。

それと、内訳が23ページにあったと思うのですが、簡単にお聞かせください。

そして、次の28ページの固定負債と流動負債に、これことしから企業債の未償還額と償還額が出ておりますが、これは以前の決算書のやり方が間違うちよったのか、決算書の作成がことしから変わったのか、お聞かせください。以上です。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。山崎水道局長。

○水道局長（山崎 桂君） 亀井議員の1回目の質問にお答えをいたします。

吉良川、西の川に係る建設仮勘定の処分費を計上したことによりまして損益計算書上に赤字になっていないのではないかという御質問だったと思いますが、これにつきましては当年度の特別損失に計上させていただいたところでございますが、この地方公営企業会計基準の見直しによりまして、その他未処分利益剰余金変動額というものが発生をしております、5億4,947万7,792円でございますが、これをプラスすることによりまして赤字部分が解消されたといえますか、差し引きをいたしまして、最終的に剰余金といたしまして1億2,421万2,164円が計上されているところでございます。

それから、2点目につきましては、貸借対照表の記載方法が変わっておるがということでしたが、これは会計基準の見直しによるものでございます。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第21、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。松本人権啓発課長。

説明の間、休憩いたします。

午後3時39分 休憩

午後3時41分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

次に、議会運営委員会委員長をお願いいたします。

日程について議会運営委員会を開催していただき、協議をお願いいたします。

議会運営委員会開催のため休憩いたします。

午後3時42分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。山本議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（山本賢誓君） 議会運営委員会委員長報告を行います。

先ほど議長出席のもと、議会運営委員会を開会し、議長から諮問のありました明日以降の日程について協議を行ったところ、日程につきましては、明日16日委員会、17日休会と決定をいたしました。議員各位の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（久保八太雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、日程につきましては、あす16日委員会、17日休会とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、日程につきましては、あす16日委員会、17日休会とすることに決しました。

ただいま質疑を終結いたしました議案第1号から議案第11号まで及び認定第1号から認定第8号まで、以上19件につきましては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

委員会審査及び事務整理のため、9月16日から9月29日まで14日間休会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、9月16日から9月29日まで14日間休会することに決しました。

9月16日から9月29日まで14日間休会いたします。

9月30日は午前10時から会議を開きますので、御参集をお願いいたしたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時54分 散会